

サラリーマンの妻の扶養の判定基準・・・所得税・住民税と健康保険・厚生年金

I 所得税・住民税の扶養（配偶者控除）の判定基準

- ① その年の合計所得金額が 38 万円以下の場合に、配偶者控除の対象となります。
(給与収入だけの場合は給与所得控除 65 万 + 38 万 = 103 万円以下。他に所得がある場合は給与所得と他の所得との合算金額)
- ② 合計所得金額の判定は、その年の 12 月 31 日時点の状況です。
- ③ 手続きは「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」に扶養状況を記入します。
- ※ 合計所得金額が 38 万円を超えた場合には、76 万円までは『配偶者特別控除』が適用されます（夫の所得金額が 1000 万超の場合は適用なし、控除額は所得金額により減額）。

II 社会保険（健康保険・厚生年金）の判定基準

① 健康保険の判定基準（同居の場合）

年収（交通費等を含む）が 130 万円未満（60 歳以上又は障害厚生年金が受給できる人は 180 万円未満）かつ、被保険者(夫)の年間収入の半分未満の場合に扶養の対象となります。

年収 130 万円の判定基準は、期間は関係なく現在の収入で判断しますので、恒常的な収入がなくなった時点で扶養に入ることができます。

年収が 130 万円以上（おおむね月額 10 万 8 千円以上）になった場合には、国民健康保険に加入することとなり、前年の所得に応じた保険料を支払うこととなります。

扶養の手続きは、「健康保険被扶養者（異動）届」を提出します。

② 厚生年金の判定基準

健康保険の被扶養配偶者と認定された人は、国民年金の第 3 号被保険者となります。
この国民年金の第 3 号被保険者になると、その期間は国民年金保険料を支払わなくても良く、年金給付を受ける際には、国民年金の第 3 号被保険者である期間中は国民年金保険料を支払ったものとみなして計算されます。

国民年金の第 3 号被保険者の届出は、「健康保険被扶養者（異動）届」と同時に提出します。

年収 130 万円以上になった場合は、国民年金に加入し、国民年金保険料を支払うこととなります。

なお、健康保険・厚生年金の年収 130 万円の基準は、配偶者の扶養となる基準で、年収が 130 万円未満でも「1 日の勤務時間と 1 カ月の勤務日数がともに、正社員のおおむね 3 / 4 以上」の場合は妻本人が勤務先の健康保険・厚生年金に加入することになり、夫の扶養から外れることとなります。